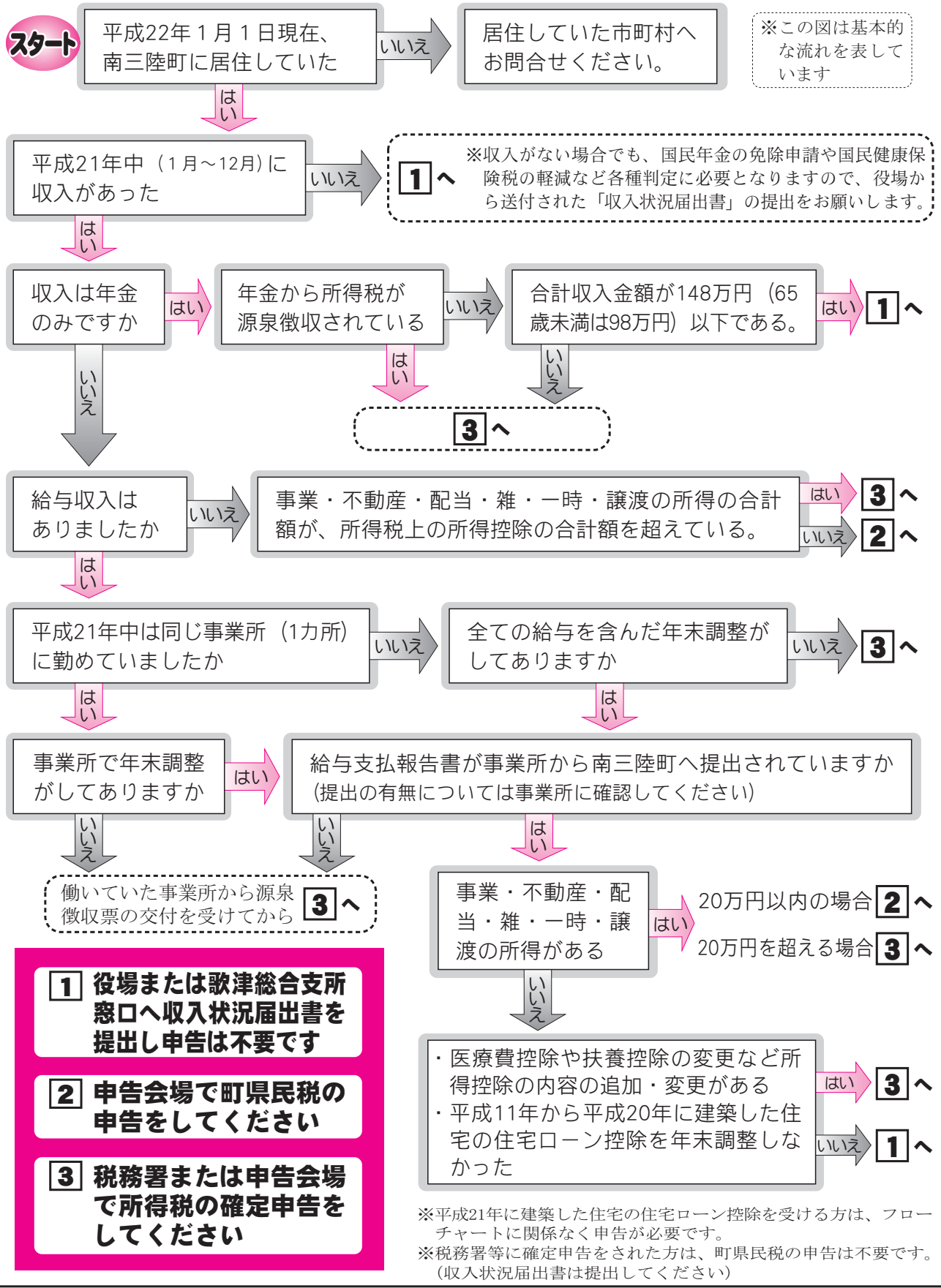


町県民税の申告が必要かどうか調べてみましょう



申告受付が始まります

2月9日（火）～3月15日（月）

町県民税及び所得税の申告受付が始まります。期限間近になると大変混み合いますので、別途配布の日程表をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告しましょう。

申告に必要な書類

- ・給与または年金の源泉徴収票などの収入が分かる書類
- ・農漁業などの事業を営んでいる方は、収入金額と必要経費の分かる書類
- ・生命保険料の支払証明書や医療費の領収書などの各種所得控除に必要な書類

医療費控除の算出方法
 医療費控除額＝（支払医療費額－保険等で補てんされた金額）－（10万円または総所得金額の5％）

- ・申告者名義の銀行等の口座番号が確認できるもの（確定申告に必要になります）
- ・税務署から送付された確定申告書（前年に確定申告を

注意事項

- ・確定申告が必要な方は、源泉徴収票の原本を必ずお持ちください。
- ・事業を営んでいる方は、収入と経費を事前に集計して整理してください。また、農協や漁協などから年間の取引額証明書を受け取り、申告会場にお持ちください。
- ・医療費控除を受ける方は、平成21年1月から12月までの領収書をお持ちください。なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりません。（金額は事前に集計してください）

障害者控除を受ける方は、申告受付時に障害者手帳を提示いただく場合があります。

- ・障害者手帳の交付を受けていない方でも、介護保険の要介護認定を受けている方で一定の要件を満たす場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けて、障害者控除の対象となります。詳しくは、広報1月号5ページをご覧ください。
- ・事業収入が1千万円以上あった方などは消費税の申告が必要になりますが、町県民税の申告会場では消費税の申告相談を受け付けることができませんので、忘れずに気仙沼税務署へ申告してください。また、青色申告の方は、税務署または各種産業団体内の指導機関にご相談ください。
- ・税務署での確定申告は、2月16日（火）から3月15日（月）まで受け付けしますが、還付申告のみの方は、1月から受け付けています。

町県民税申告の問い合わせ
 町民税務課 ☎46-1372
 総合支所町民福祉課 ☎36-3923

確定申告と消費税申告の問い合わせ
 気仙沼税務署 個人課税部門 ☎22-6780